沖縄県

パートナーシップ・ファミリーシップ制度

この制度は、法的に婚姻が認められていない
戸籍上同性のカップルや、様々な事情により、
婚姻の届出をしない、あるいはできない
事実婚のカップルなどが抱える
生きづらさや困りごとが
少しでも解消されるよう、
沖縄県として
応援するものです。

互いの個性を認め合う
だれもが自分らしく生きられる社会へ

パートナーシップ制度とは

パートナーシップ制度は、お互いを人生のパートナーとして認め合ったお二人が、日常の生活において継続的に協力しあうことを約束した関係であることを県に対して届出し、県がその届出書を受理したことを証明（パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書を交付）するものです。

ファミリーシップ制度とは

ファミリーシップ制度は、パートナーシップにある方のほかに、お子様や親御様など近親者がいらっしゃる場合に、家族として併せて証明することができる制度です。

※法的な効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、受理証明書の提示等により利用できる県や市町村、民間のサービスがございます。
また、サービス拡充にご協力いただける民間事業者は、県担当まで御連絡をお願いいたします。

詳しくは沖縄県HPへ▶

沖縄県 パートナーシップ・ファミリーシップ制度

沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

沖縄県では、沖縄県差別のない社会づくり条例（令和５年沖縄県条例第 13 号）及び沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）の理念に基づき、全ての県民がその個性や能力を十分に発揮し、個人の尊厳と多様性が尊重される社会の実現を目指しています。その具体的な取り組みの一つとして、「沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を創設しました。

届出手続きの流れ

郵送の場合

届出

対象者の 届出の要件 を確認の上、必要書類を準備し、以下の担当宛へご送付ください。

郵送による宛先

〒900-8570
沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課
パートナーシップ・ファミリーシップ制度担当

確認・調整

県は、書類を確認した後、本人確認を行う方法や日時を電話又は電子メールによりご連絡します。

本人確認

web 会議システム等を用いて、**原則オンラインにより本人確認**を行います。

本人確認に必要な書類をご準備の上、**お二人同時に**会話ができるように接続してください。

持参の場合

届出の事前予約

届出可能な時間は、以下のとおりです。

月～金曜日（祝日、年末年始、災害等による閉庁を除く）
午前９時～午後４時

届出希望日から、**14日前**までに、右の担当宛て電話にて予約してください

電話による連絡先

沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課
パートナーシップ・ファミリーシップ制度担当
電話番号 098-866-2500

届出

予約した日時に、**必ずお二人そろって**お越しください。

届出に必要な書類をお持ちください。

提出書類に不備等がないか、その場で職員が確認します。

交付

要件を満たしている場合は、**「受理証明書」**をお二人に1枚ずつ交付いたします。

本人確認後、**原則 14 日以内**に簡易書留等により郵送します。

届出手続きについて

お互いの意思・届出の要件の確認

パートナーシップとは、「互いを人生のパートナーとして、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者の関係」をいいます。

お互いにパートナーシップの関係にあること、届出の要件 を満たしていることを確認してください。**必ずしも同居している必要はありません。**

届出手続の方法

手続きは郵送又は持参からお選びいただけます。郵送の場合は、届出に必要な書類を提出いただき、オンライン上で本人確認を行います。

子や親等の近親者の氏名等の記載（ファミリーシップ）

生計を同一とする子や親等の近親者がいる場合には、「受理証明書」や「パートナーシップ・ファミリーシップ届出書記載内容証明書」（様式第 10 号）に近親者の氏名及び生年月日を記載することができます。（任意）

届出に必要な書類

▼ 届出に当たっては、以下の書類等をご提出（ご提示）をお願いします。

	項　目	郵送	持参
全員にご提出（ご提示）いただく書類	パートナシップ・ファミリーシップ届出書（様式第１号）	原本提出	原本提出
	住所が確認できる書類★	原本提出	原本提出
	婚姻をしていないこと等を証明する書類★	原本提出	原本提出
	本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）	コピー提出	原本提出
該当する場合のみご提出いただく書類	近親者との関係性が確認できる書類	原本提出	原本提出
	子又は親等と「生計同一」が分かる書類	コピー等提出	コピー等提出
	近親者等の記載に関する同意書（様式第２号）	原本提出	原本提出
	通称名を使用していることが分かる書類	コピー等提出	コピー等提出

★は3ヶ月以内のものに限ります。その他、有効期限があるものは期限内のものをご準備ください。

届け出することができる方（届出の要件）

届出をするに当たっては、以下の要件を全て満たしている必要があります。
お二人の戸籍上の性別、性的指向、性自認は問いません。
（事実婚などの異性カップルや外国籍の方も届出できます。）

1. **双方がパートナーシップ関係にあること**
   ・互いを人生のパートナーとして、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者の関係であること
2. **成年に達していること**
   ・満 18 歳以上
3. **どちらか1 人は沖縄県在住であること、又は3か月以内に沖縄県内に転入予定であること**
4. **民法における配偶者がいないこと**
5. **届出しようとする相手方以外の人とパートナーシップの関係にないこと**
6. **届出者同士が婚姻できない関係にないこと**

手続きに関する詳細や利用可能な行政サービスの一覧等は、沖縄県のホームページでご確認下さい。

▼沖縄県HP

お問い合わせ先

沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課
〒900-8570　沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟3階（北側）
098-866-2500　HPの専用フォームをご利用ください